

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第45号

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年太田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。